

平成25年7月30日

法制審議会民法（債権関係）部会 第75回会議に対する意見（事情変更の法理）

部会委員 大島 博

事情変更の法理は、現在の実務上、かなり限定された場面でのみ、適用されるものであると認識しています。このような例外的な法理の明文化は、社会的なニーズが乏しいばかりか、濫用的な主張を誘発する危険性が極めて高いと考えています。

中小企業は、大企業との交渉の場面において劣位に立たされ、取引先からのコストダウンや値引きなどの要求が厳しくなっているのが実態です。このような実態を踏まえると、本来は事情変更の法理が認められないケースであっても、取引先から「このような条文がある」と裁判外で迫られ、先方の様々な要求をのまざるを得ない事態が生じることも十分に考えられます。

部会資料でも検討されている通り、このような濫用的な主張を封じるためには、事情変更の法理が例外的な法理であることがわかるように、限定的かつ明確な要件を規定する必要があります。しかし、契約当事者が適用場面を予見できるように詳細な例示を置くことは現実的ではなく、「予見をすることが極めて困難」というような、抽象的な要件とならざるを得ません。

このような抽象的な要件を設けると、上述の通り、中小企業に対する濫用的な主張が増加することが強く懸念されます。そのため、事情変更の法理の明文化には反対であり、従来通り信義則の解釈に委ねるべきと考えます。

以上